

人事異動実施要綱

1 目 的

この要綱は、「職種区分規程」（昭和49年12月14日付職第700号）第1項第2号に掲げる職種にかかる職員について、計画的かつ円滑な人事異動を行うことを目的とする。

2 趣 旨

職員が、同一所属に固定されることなく配置転換を行うことにより、気持ちを新たにし、多くの経験を重ね、広い観点での業務知識、技術、技能の修得と資質の向上を図るとともに、人材の育成、職場の活性化を進め、今日の多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応するための、より質の高い業務執行体制の確立を趣旨とする。

3 対象者

対象については、全職員とする。

ただし、次に掲げる者は原則として対象外とする。

- (1) 同一所属3年未満の者
- (2) 定年退職前3年以内の者
- (3) 実施日現在、休職、育児休業中、勤務停止及び長期欠勤中の者
- (4) 実施日現在、妊娠中及び出産後1年未満の者
- (5) その他、人事異動を行うことが適当でないと認められる者

なお、前項に定める者で、特別の事情により所属長が認めた場合については、この限りではない。

4 時 期

毎年4月1日を基準日とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。